香川県内における規制区域別の主な形態規制等一覧 （高松市を除く）

令和7年10月1日現在

・・・ 都市計画で定められた 各種区域内外の別については、所轄の市役所又は町役場 （都市計画又は建築指導担当課）へお問い合わせください。

法：建築基準法

都市計画区域[法§3]			都市計画区域内全域： 非線引き区域（市街化区域及び市街化調整区域に区分されていない区域）													
用途地域等[法48]			第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	
															特定用途制限地域	
															環境保全型	幹線沿道型	指定なし
防火・準防火地域[法61・62等]			所轄の市役所・町役場の 都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。													
22条指定区域[法22等]			用途地域の指定のある区域：全域													
容積率(%)[法52]			60,80,100	100,150,200	200					200,300	200～800	200			200	200(琴平の一部400)
	最大幅員の前面道路が幅員12m未満の場合		幅員(m)×0.4							幅員(m)×0.6					幅員(m)×0.6（宇多津×0.4）	0.6
建ぺい率(%)[法53] ※角地の場合は＋10%			40,50,60	60						80		60			70(宇多津60)	70
外壁の後退距離(m)[法54]			1.0m（観音寺市）													
絶対高さ(m)[法55]			10m												(宇多津12m)	
斜線制限	道路斜線[法56①(1)]	適用距離(m)	20m								20,30	20			20	20(琴平の一部30)
		勾配	1.25							1.5					1.5(宇多津1.25)	1.5
	隣地斜線[法56①(2)]	立ち上り(m)			20m					31m					31m(宇多津20m)	31m
		勾配			1.25					2.5					2.5(宇多津1.25)	2.5
	北側斜線[法56①(3)]	立ち上り(m)	5m													
		勾配	1.25													
日影規制	対象建築物		軒高7m超又は3階		10m超										(宇多津10m超)	
	測定面(m)		1.5m		4m										(宇多津4m)	
	規制時間（時間）[法56の2]	5mﾗｲﾝ	4				5								(宇多津4)	(宇多津5)
		10mﾗｲﾝ	2.5				3								(宇多津2.5)	(宇多津3)
敷地規模の下限値[法53の2]			香川県全域： 指定無し													
開発許可			所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。（※開発区域面積が4.5ha（都市計画区域外は全て）以上の場合は県建築指導課）													
都市計画制限			都市計画施設の有無・区域内外、都市計画事業地の内外、地区計画区域、上記以外の地域地区等： 所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。													
土地区画整理事業			所轄の市役所・町役場 の都市計画又は建築指導担当課 へお問い合わせください。													
土砂災害防止法			土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域													
砂防法			砂防指定地													
急傾斜地崩壊防止法			急傾斜地崩壊危険区域													
地すべり等防止法			地すべり防止区域													
			所轄の出先事務所（管理担当） へお問い合わせください。													
宅地造成及び特定盛土等規制法			造成宅地防災区域 香川県全域：指定なし／宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域： 県建築指導課開発・盛土規制室 へお問い合わせください。													
景観法			景観条例等： 所轄の市役所・町役場 の都市計画担当課 へお問い合わせください。													
港湾法			臨港地区： 所轄の市役所・町役場 の港湾管理担当課 へお問い合わせください。													
津波防災地域づくりに関する法律			津波災害警戒区域 香川県全域：指定なし （担当課 県危機管理課）													